

第10回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成16年2月28日(土) 13:30～17:30

●【開催場所】 田辺市 西牟婁振興局 4階 大会議室

●【出席者】 委員15名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、緒方順子、小野正治、
柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、西野稔治、
森正一、森口佳樹、山本甫、寄本勝美

県：増谷行紀循環型社会推進課処理計画推進室長 他

事務局：真砂稔事務局長、中本政吉事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長 他

●【傍聴者】 一般6名

(敬称略)

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意。

(委員長)

皆さん、何かとお忙しい中ご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は、10回目の検討委員会となります。今日で実質的な議論は最終となりますので、
しっかり忌憚のない議論をして頂きたく思います。

それでは、前回の議事録について、何かございますか。

(委員)

p3の12行目「住民の役割・責任」以降を「ごみ問題は行政任せとなっているが、排出
する住民1人1人の責任も大きいので」に訂正をお願いします。

(副委員長)

p13の「神戸生協」を「コープこうべ」に訂正をお願いします。

(委員長)

それでは、以上2点の修正で前回議事録は、確認ということをお願いします。

今日の議題の1)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

中間報告と今回の適正処理推進方針案の変更点について、ご説明いたします。

前回の検討委員会資料では、住民の方の意見や質問事項を中心に、中間報告書を修正して
いました。その後、前回検討委員会での各委員の意見や提言、副委員長からももう少し分か
り易い表現にしては、とのこともあり、過去の検討委員会及び意見交換会での検討事項も参
考にしながら、まとめました。

特に「住民・事業者・行政それぞれの自己責任、役割について明確な表現が必要」とのこ
とから、出来るだけそのように表現を見直しました。

まず第1章ですが、中間報告書での第1章は「適正処理のための基本方針」として、基本
理念、行動指針、具体的な取り組み、進捗管理・情報交流体制を記述していましたが、今回
は「地域における廃棄物処理の問題点と検討方向」として、参考資料としていた廃棄物のデ
ータ等を前に持つてくることで、何が課題なのか、問題点なのかより分かり易くしました。

第2章は「適正処理のための基本方針」とし、基本理念等を記載しました。基本理念につ

いては「重みがない」「地球環境問題にも触れるべき」という意見があり、委員長・副委員長と相談しながら再度見直しました。

事務局からの提案ですが、基本理念の7行目には「資源循環型社会システム」と表現していますが、p10では「循環型社会」、p23では「資源循環型社会」となっています。この使い分けをどうするのか、ご検討頂ければと考えています。

中間報告書と異なっているところは、「6つの具体的取り組み」のうち「その5 減量化・資源化施設の活用を徹底」と「その6 地域内に必要な処理施設の確保」というのを「5.中間処理施設の活用・確保」「6.最終処分場の確保」に変更しています。

これは、今までの議論を振り返りますと「徹底的に発生・排出抑制、分別、資源化の拡大を図っても、どうしても処理残渣が残り、これを適正処理する必要があり、そのためにも最終処分場が必要である」という事が共通認識され、また「発生抑制から分別、資源化となるのであれば、中間処理、最終処分の項目が必要ではないか」「なぜ施設が必要なのか、住民に理解してもらえるような内容にすべきである」等の意見も頂いたため見直しました。

しかし、内容的には以前から議論している「最終処分場ありき」ではなく「発生・排出抑制、資源化・減量化を徹底した上で、どうしても残る処理残渣を処分するもの」という基本的な考えは変わっていません。

第3章の「6つの具体的取り組み」については、内容が重複しているものもあるために整理を行い、住民・事業者・行政それぞれの役割の観点からまとめました。

「1.発生抑制、排出抑制への取り組み」では、前回の検討委員会で特にデポジット制度、レジ袋の有料化について議論されましたが、国レベルの事柄や、住民・事業者・行政に区分し難い面もあることから個別に記述するのではなく、発生・排出抑制の全般に関わる事として前書きの部分に記述しました。

「2.地域内での資源化品目の統一」では、「資源ごみ」を「資源物」に、また「廃品回収」を「資源回収」という表現にそれぞれ訂正しています。今後、各市町村の分別指定袋についても「資源ごみ」を「資源」あるいは「資源物」と出来ないか、検討したいと考えています。

多くの方や委員から生ごみについて、意見が寄せられています。このため、統一基準以外の推進品目として挙げ、生ごみの考え方を整理するとともに、布・廃食油などのように資源化可能なものや有害ごみ等についても整理しました。

「3.ごみ処理の有料化を広域的に実施」「4.事業系・生活系廃棄物との区分を明確化」については、大きな修正はありません。

ただ、p19の[新宮市の例]となっているのを、田辺市・御坊市・白浜町なども行っている事から[地域内での取り組み事例]等に変更したいと考えています。

「5.中間処理施設の活用・確保」「6.最終処分場の確保」につきましては、先ほど説明したとおりです。

なお、現在の施設の状況を加えるとともに、焼却施設の整備についての補足資料として県の広域化計画を掲載しました。

「最終処分場の確保」については、地域の実情を示すことや経営の安定性・信頼性等から、県の公共関与の文言を入れ、生活系・事業系廃棄物の併せ処理を基本とした最終処分場のあり方をまとめました。これらは、より理解して頂くために整理したものであり、内容については共通認識を頂いていると考えています。

「第4章進捗管理・情報交流体制」については、「体制そのものが見えない」「取り組みの進捗を把握し提言を行ったり、管理する独立した機関が必要」との意見から、取り組み推進

の総括やいろいろな情報発信基地としての役割を持つ機関と、これらの取り組みについて管理、提言を行う第三者機関の必要性を明記しています。

以上、修正箇所について説明を終わります。

(委員長)

最初の「まえがき」の部分は、委員長としての修正を行いたいと思いますので、議論は差し控えて頂いて、まず第1章ですが、地域の現状や問題点をまず明らかにしようとして、前に持ってきました。この部分について、意見ありますか。

(委員)

p2の(2)、今年からすさみ町・日置川町が8分別を開始したとのことですから、それをただし書きに、書いておけばいいのではないですか。

(事務局)

このグラフは、平成13年度実績のものですが、注釈として両町が今年から8分別を実施している旨記載します。

(委員)

p2の(1)、「ごみ排出源単位」ですが「ごみ排出原単位」へ訂正してください。

(事務局)

訂正します。

(委員)

資料のデータは、最も新しいものですか。

(事務局)

全て平成13年度実績です。それ以降のデータは、収集出来ておりません。

(委員)

現在、リサイクル率などが上がっているのではないですか。

(事務局)

新宮市などは上がっていると思いますが、それ以外はそれほど変わっていないと思います。

(委員長)

より新しいデータを記載するのがいいのですが、平成13年度実績で記載することで確認願います。

(副委員長)

p4の表、「状況」となっていますが、内容は今後の処理の見通し的なことが書かれていますから、そのような表現に直した方がいいと思います。また、内容ですが「～可能」となっていますが「～継続が可能」だと思います。

(事務局)

それぞれの廃棄物について再度チェックし、見直したいと思います。

(委員長)

第1章は、基本的にこれで確認をお願いします。

それでは、次に第2章の基本理念ですが、意見をお願いします。

(委員)

「資源循環型社会システム」の「資源」を入れるか、どうかですが「循環型社会」とした方がいいのでは、と思います。

(委員)

少し戻りますが、p4の「廃油類」で「北部及び県外の～資源化が可能」となっています

が、食用油の廃油を紀南地域の業者が資源化に取り組んでいると思います。そのことの記述がないのですが。

(事務局)

その業者は、家庭からの廃食用油をリサイクルしていると聞いています。ここでは産業廃棄物の廃油処理について記載しており、主にガソリンスタンド等から出る廃油類を表しています。

(県)

事業者から出る廃食用油も含めて処理する機械を持っている業者の方が、いらっしゃることは聞いています。またここでの「廃油類」には、事業系の廃食用油も含まれますが、現時点ではその機械の能力も低く、許可も取っていらっしゃらない状況です。将来的に処理出来るかも知れませんが、現状で「処理出来ている」ことを記載することは、難しいのではと考えています。しかし、その業者の方を活用しないと言っているのではなく、中間処理のところで「地域内の既存施設を活用」としておりますので、ご理解願います。

(委員)

私としては、業者の方を育てて行くことが大事である、と思ひ発言しました。

(委員長)

地域内の中間処理業者の方を育てていくことは、大変重要なことです。そのことは皆さんも同じ意見だと思います。

「基本理念」について、意見をお願いします。

(委員)

我々が検討しているのは、廃棄物処理のことですから「資源循環型社会システム」で良いのではないのでしょうか、「資源」を抜くと検討範囲が広くなり過ぎると思います。

(委員)

やはり、廃棄物処理を検討しているのであるから「資源循環型社会システム」の方が、より正しいと思います。

(委員長)

それでは、基本理念については、文章を少し練る必要はあると思いますが、これによろしいでしょうか。

(委員多数)

異議なし

(委員)

p4の先ほどの内容ですが、「北部及び県外」を抜いてもいいのではないかと思います。また、「状況」を「現状及び今後の処理方法」等に直す事で良いのではないですか。

(県)

先ほどの業者の方は、印南町の方だと思いますが、我々も状況は把握しています。他にも処理業者の方が、川辺町に廃油処理施設の整備を計画しているという新聞報道もあります。

ただ、現状では、廃油類は大半が北部、あるいは県外で処理されていますので、一般の方が報告書を見られた場合を考えますと、このままの表現で良いのでは、と思います。

(委員長)

それでは、p4の表については、「状況」という表現を修正するということによろしいでしょうか。

それ以外で意見はありませんか。

(委員)

1章と2章の繋がりを明らかにする事が、必要ではないでしょうか。p7に1章のまとめがありますが、それを生かして基本理念へ繋げる事が良いのでは、と思います。

(委員長)

私の基本的な考え方ですが、1章と2章は連携しており、1章を踏まえて2章の構成が出来ているので、これでいいと理解していますが、いかがでしょうか。

それでは、2章の2、3、4について意見ををお願いします。

(委員)

4の具体的な中身についての検討は、今日のみですか。それとも、来年度本格的に行うのでしょうか。

(県)

この委員会は諮問機関であり、昨年年第1回検討委員会で皆さんに2年間の委嘱をお願いしましたが、昨年の4月段階では進捗管理や情報交流体制については、考えていませんでした。次年度の内容については、当促進協議会の全体会議に諮り、諮問の内容を決定しなければならないので、事務局から今お答えすることは出来ない状況です。

(事務局)

p25から進捗管理・情報交流体制について、今まで検討して頂いた内容を踏まえて記載しております。前回も申し上げましたが、進捗管理などは新事業体制において取り組むことなので、当委員会においては、これ以上踏み込めないと思います。この検討の結果こうなったという方向付けしか出来ないと考えます。

(委員)

どの機関が責任を持ってこれを進めていくのか、を教えてください。

(事務局)

促進協議会は、最終答申を頂き、その後解散します。そして、新たな事業主体が出来れば、そこで検討することになります。

(委員)

この4の中身をきちんとまとめた上で答申するのか、それを議論する機会は今日だけなのか、はどうなのですか。

(事務局)

今日の資料の第4章のところで検討して頂きたい、と思います。

(委員長)

本日で実質的な議論は最終としたい、今日限りと理解願います。

進捗管理・情報交流体制の組織は、絶対必要である事は委員会として提起したい。しかし、具体的な中身については、諮問事項ではありません。そのことが次回の諮問事項ならそこで具体的な検討をする、と考えています。本日は、そのような組織が必要であることの議論をお願いしたいと思います。

(委員)

適正処理を行うためには、進捗管理・情報交流体制が必要、両者は一体であることから、きちんと議論して頂きたい。

また、p9の最終処分場の項目で「～、残された廃棄物」を「～、なおかつ発生した廃棄物」の方がいいのではないかと。また、「減量化・資源化」を「資源化・減量化」へ訂正を検討願います。

(委員長)

進捗管理・情報交流体制については、第4章のところで議論して頂きます。文章の訂正については、事務局いかがですか。

(事務局)

文章表現を訂正します。

(委員)

p 8の(5)「～その環境負荷や安定性、経済的合理性等を勘案～」ですが、対立する概念であり、意味が分かりにくい。これだと、経済的合理性が優先されるような表現に思います。

(県)

例えば、金銭面から言えばペットボトルなどは、リサイクルより、燃やした方がいい。しかし、地球環境から言えば、リサイクルをした方がいい。また、一般廃棄物だけでなく産業廃棄物の処理も考慮する必要があります。一概に何が優先しているとは言えないので、このような表現となりました。

(委員長)

「～環境負荷の軽減を基本にしつつ、その安定性、経済的合理性等を勘案～」という文案でどうですか。よろしいですね。

(委員)

(5)の「活用」は既存の施設の活用、「確保」は作ることで良いですね。中間処理施設についても公共関与を考えているのですか。

(県)

中間処理施設には、一般廃棄物の場合と産業廃棄物の場合があります。一般廃棄物の処理は市町村の業務ですから、公共関与そのものです。産業廃棄物の中間処理施設については、最終処分場のような県としての公共関与は、現時点で必要がないと考えています。しかし、県は一切関与しないというのではなく、業者と住民の方との話し合いの場を作るなど様々な公共関与の方法がありますが、それまでを否定しているわけではありません。

(委員)

将来的にペットボトルは、リサイクルが十分成り立つようになると思います。

(県)

先ほどは、あくまでも例として申し上げました。県としては分別するよう呼び掛けており、現状では、民間業者の方が紀南地方のペットボトルをリサイクルしています。

(委員長)

第2章については、今の議論を踏まえて修正をお願いします。

次に第3章の1について、意見ををお願いします。

(委員)

p 10の「過剰な包装商品の購入は、～」について「過剰包装商品は、～。又は過剰包装を～」へ訂正をお願いします。

(委員)

p 10の下から3行目「～その約3～4割を生ごみが～」、p 15の下から9行目では「家庭ごみの約6割～」となっています。私の町では約42%が生ごみと聞いていますし、前回事務局から田辺市では90tの内約60tが生ごみだ、と聞いています。違いがありますので、そのことについて教えてください。

(事務局)

生ごみは、一般廃棄物（粗大ごみを除く）のうち約4割、前回の約60t（約6割）については、一般廃棄物のうち可燃性ごみの中で生ごみの占める重量（割合）となっています。この表現については、ご指摘のとおり分かりにくいと思いますので、統一し訂正します。

（委員）

それなら、益々生ごみの問題には、きちんと取り組まなければいけないと思います。

（委員長）

数字については、分かり易いように訂正してください。他にありませんか。

（委員）

デポジット制、レジ袋の有料化ですが、前回の検討委員会でデポジット制については「検討、整備を積極的に図る」との文言を入れる結果となったと思いますが、その表現が弱くなったと思います。

（委員長）

事務局の説明では、前段にそれを記述することでむしろ強調した、ということですが、皆さんいかがですか。

（委員）

デポジット制、レジ袋の有料化について、あれだけ議論をし、結論を出したことを是非示してもらえれば、例えばp13の余白に囲みを入れ記載する等もう少し何とか出来ないのかと思います。

p11 ですが、排出段階の工夫では、市町村の分別ルールを守ることがメインですから、それを前にして「バザー、フリーマーケット」は、その次に記載するのがいいでしょう。

（副委員長）

確かにデポジット制については、少し踏み込んだ形で、とのまとめであったと思います。個人的には、それに優先的に力を入れることは、少し疑問に感じています。基本的には、散乱ごみに有効な対策であり、発生抑制を考えるなら、あんまり自動販売機を置かない、あんまり缶飲料は売らない・買わないという方がもっと大切でしょう。デポジットをしなくても、自主的な資源回収などを、より充実させる方が重要という私の個人的な考えを言わせて頂きました。ですから、踏み込んだ前向きな方向性は示せたと思うのですが、いろいろな意見があり、事務局として表現をうまくまとめ切れていないというのが事実で、今回のような表現になったのだと思います。

（委員長）

確かに、地域内で統一してそれを行うことは非常に難しい面もありますが、出来るところから具体化し、少しでも前に進んでいく、という趣旨のまとめをさせていただきました。その点から言えば、今回の表現では生かされていない面があると思いますので、この発生抑制、排出抑制の前文にその積極的な方向付けをする、等の表現を入れていくことでいかがですか。

（委員）

それをお願いします。

（委員長）

それでは、デポジット制、レジ袋の有料化については、前文に前向きに記述していくということで確認願います。

（委員）

p13の「国等に対して」の等を削除して、「～家電リサイクル法～」を他にいろいろなりサイクル法がありますので「～家電リサイクル法等」とした方がいいのでは

(事務局)

「国等」には、業界や各種団体等が含まれます。ですから、「～家電リサイクル法など～」に修正したいと思います。

(委員長)

p12、環境教育について、前回いろいろと皆さんの議論が出ていましたが、何かありませんか。

(委員)

文面での訂正ではないですが、幼児期から、地域、学校ぐるみで実践することを提案したい。また、ISOを取得している自治体はどのくらいありますか。

(県)

県と和歌山市だけだと思います。ただし、県の本庁は取得していますが、出先機関は取得していません。

(委員)

p12、に期日をいつまでに、と入れた方がいいと思います。いつまで経っても導入しないということも考えられます。というのもp10、11を見れば住民負担がかなりありますね、住民にばかり負担を掛けるのだから行政もそれなりの覚悟で取り組むことが必要でしょう。

またp12、その他ですが、環境マネジメントシステムを導入した事業者に、行政から何かメリットを与えることが必要ではないでしょうか。

(県)

ISO取得の件ですが、メリットに惹かれて取得するというのなら、本心からの環境への取り組みは期待出来ないと思います。いろんな企業がそれ取得している理由は、むしろブランドイメージを高める、経営における無駄を省こう、ということです。行政が取得に対して何らかのメリットを与えることは、ISOの趣旨とは離れてくるでしょう。なお、県では、入札登録申請の際にISOの取得状況を申告してもらっています。

期限については、促進協議会は任意の協議機関ですから、構成団体である市町村を強く縛る答申は、個人的には好ましくないと思います。

(委員長)

他の方、今の提案についていかがですか。

(委員)

廃棄物の適正処理を進めて行く上で不可欠な問題です。特に、大人も含めて、教育活動の啓発、実施は避けては通れません。大人を一番に教育啓発しなければならないでしょう。

(委員)

全体的なことですが、食品衛生法などから現実にそぐわない「詰め替え可能な物」や「バラ売り、量り売り」、また「料理は残さず食べる」などは厚生労働省の健康管理の検討委員会では、どうでしょうか。廃棄物の排出抑制から見れば、良いことですが、文化面や風習など違う面から見ればどうかな、と言えるところもあります。

実際生活することを考えた場合、実現困難な事項が入っているのでは、と思います。少し違った視点から見ること必要ではないでしょうか。

(委員)

詰め替え商品については、洗剤、シャンプーを考えていますし、量り売りやばら売りは、野菜を考えています。また、賞味・消費期限ですが、この表現に「～気をつけて、出来るだ

け期限内に食べましょう」の文言等を追加すれば良いのではないのでしょうか。

(委員長)

少し整理します。期限を設ける事ですが、確かに行政は率先して取り組まねばなりませんし、その意味で言われていると思います。しかし、いつまでに行うということは、委員会の権限外のことから、あえて書く必要はないと思います。

(委員)

ISOを取得した企業の方から、そのための社員への教育等が必要で、大変役に立つと聞いていましたので、行政にも導入してもらいたいとのことから、申し上げました。

(委員長)

また、先ほどの現実とそぐわない表現があることなどですが、地域に密着した発生・排出抑制を具体的に提案して頂いていますので、それは生かしていきたい、と思います。しかし、あまりに不都合な表現については、訂正していきますが、地域の実状に合った表現にはしたいと思います。

(委員)

表現については、いろんな受け取り方がありますから、丁寧に書けば良いのでしょうか。

(委員長)

出来るだけ分かり易く、誰が見てもなるほどと分かる表現にしたいと思いますが、趣旨としては発生・排出抑制を具体的に進めていこうということですから、この表現は出来るだけ生かしたいと思います。

それでは、p14からの「2.地域内での資源化品目の統一」について、何か意見ございませんか。

(委員)

p16の、3行目「また」以降ですが、この記述は必要だと思っていました。このことについてですが、行政として販売店などでそれを引き取ることを拒否出来ないように、条例化など出来ないのでしょうか。

(委員)

そのことについては、程度の問題、引き取らなければならない物が大変多く出回っていて、それでも引き取ってくれないとなれば問題があるでしょうが、そうでないなら条例化ということは難しいでしょう。ここでは「必要な働き掛けを行う」としてありますので、指導や最悪の場合には条例化の検討も含まれると解釈していいのではないのでしょうか。

(委員長)

他にございませんか。

では次p17「3.ごみ処理の有料化を広域的に実施」のところで意見ありませんか。

(委員)

p17、前文の2行目「醸成」ですが、言葉が難しいので「向上」等と言えませんか。

(事務局)

確かにそうかも知れませんが、まだ有料化の意識が全ての方々に備わっているか、これから徐々に高めて行くことの意味で表現しました。

(委員長)

少しずつ醸し出すということです。それで良いと思います。

(委員)

有料化というのは、言い方が悪いですが、袋代として支払ってもらう事ですね。

(事務局)

そういうところが多いですが、ごみ処理料金として支払って頂くことを考えています。

(委員)

p18の 、2行目「～教育・福祉施設の整備～」とありますが、このような場合、必ず利権が発生するので、それを発生させないようになどの文言を入れてはどうでしょうか。

(委員長)

それを発生させないようにする手段を講じて行くのは、当然のことです。また、我々が検討すべき事項から考えれば、それに重点を置き記述するのはいかなものかと考えます。

他にございませんか、それでは、この部分は特に変更はない、ということをお願いします。

次p19「4.事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分の明確化」で何か意見ありませんか。

(事務局)

p19の(2)の囲みで「新宮市の例」となっていますが、このように事業系と生活系を区別しているのは、御坊市等他の市町村も行っていきますので「取り組み事例」等へ訂正させて頂きたく思います。

(委員長)

特に問題ないですね。他にございませんか。

それでは、そのように訂正をお願いします、次p20「5.中間処理施設の活用・確保」について、意見をお願いします。

(委員)

p20の 、下から2行目「生ごみ堆肥化施設等～対応を検討する。」については、p14からの「資源化品目の統一」に同趣旨のことが述べられていますので、削除しても良いのではと思います。

それとp20の 、下から2行目「～考えるが、ただし～」を「～考える。ただし～」へ訂正してください。

p21(2)事業系廃棄物の中間処理施設の前文「上から2行と、まず」までを削除、説明だけで十分と考えます。

(委員長)

p20 資源化施設「～望ましいが、生ごみ堆肥化施設～検討する。」を「～望ましい。」とし以下削除、 の下から2行目「～考えるが、ただし～」を「～考える。ただし～」へ、p21(2)「地域内のリサイクル業者に～を得ている。まず～」を削除、とのことですが、意見ありませんか。事務局はどうですか。

(事務局)

そのように訂正したいと思います。

(委員)

p20の上から3行目は、p8の(5)の先ほど訂正した文章となりますね。

(委員長)

そうです。

(副委員長)

p21の表、これは焼却施設の統合計画ですね、例えば「御坊周辺広域圏組合98t、H10.4」となっているが、もう少し分かり易くないのか。

(委員長)

生活系廃棄物の中間処理施設の文章と、表の関連が分かりにくいので説明がいるのではな

いでしょうか。

(事務局)

焼却施設等の説明の語句を入れたいと思います。

(委員)

この広域化計画は、見直しはされていないのか。平成21年からこんなにするのですか。

(県)

広域化計画は、第1次の改訂後見直しされていません。見直しをすることを拒んでいるわけではありません。この計画は市町村の合意により知事が策定していますが、市町村が広域化を止めて単独で行くとなるとその時点で見直しをすることになります。例えば、海南、海草、那賀の広域で進められていた計画は、現在見直しが検討されています。スケジュールがずれ込んで来た場合は読み替えることで対応し、見直しはしません。

(委員)

この計画は見直しされなくてはなりません。新宮広域で見れば、平成21年に統一することは既に不可能でしょう。それぞれ個々に行っていくことは、県も認めているでしょう。古座・古座川・串本は17年に作ることで進んでいるから、21年には統一出来ないでしょう。この表は現実的でない、おかしいのではないのでしょうか。

(県)

この委員会は、広域化計画についての是非を議論する場ではありません。それから、統一する時期は平成21年以降ということで、平成21年ということではありません。

(委員)

はい、分かりました。結構です。

(委員長)

この表をこの場所に掲げることが、むしろ「中間処理施設の活用・確保」の説明には有効でないのであれば、入れなくてもいいと考えますが、いかがですか。

(委員)

唐突ではないのでしょうか。今回初めてこれを見たので、今なぜ出してきたのか、と感じます。また広域化計画の策定期間を記載してください。

(委員長)

文章の中に「広域化計画」という文章がありますが、この文章のみでは、分かりにくいのでこの表を入れているのですが、このことについて、何か意見があれば、お願いします。

(委員)

広い視野で廃棄物の適正処理が行われることは、認識しなければならない。進捗管理・情報交流体制、生ごみの広域的処理などを考える時などは、この計画を進化させるような事が必要でしょう。

(委員)

昨年から参加していますが、最終の落としどころは決まっているようで、それならセミナーに過ぎないのか、と思います。私はいつも生ごみは焼却してはならない、資源化しなければならない、と言っていますが、この計画を見ていますと、焼却ばかり考えています。これを見せられると帰りたくなりました。

(県)

県がこの計画を押し付けているわけではありません。平成12年12月に策定した時点での市町村の考えをまとめたものです。処理能力もこの計画時点で考えられた量ですから、実際に

建設するとなると処理能力はその時の状況によります。また、どの処理方式を採用するかは、市町村が判断する問題です。広域化計画にあるから、焼却にしない、と県が申し上げたことはありません。事業化の時点において、市町村が処理の方法を判断することになります。

(委員)

p20 「～広域処理施設が出来るまでの間は～対応することとする。」とありますが、県はこのような指導をしていますか、疑問に感じますし、現状とは違うのではないですか。

(事務局)

田辺ブロックでも広域化計画に基づき検討していますが、現時点では、市町村合併の問題もあり、考え方は変わってきています。県の指導と言われましたが、そうではなく、自治体の考えの下でこのような検討が行われています。田辺市で龍神村のごみを処理したり、南部町・南部川村からごみ処理の相談を受けるというようなことは、自治体間で協議しています。

(県)

基本的には、突発的な事故等で緊急に対応しなければならない事態を除き、自治体の考えについて県が口を挟むことは、市町村への内政干渉と考えています。自治体間で協議することであると思います。

(委員)

それなら、p20 の「なお」以前の3行の文章は要らない。この対応が出来ていない現状であるなら、必要ないのでは、と思います。

(委員)

広域で処理することは、基本的には正しいと思いますが、100t以上で行うとか、また現状に合っていないところもあるから、適宜柔軟に使用可能な炉から融通するなどすれば良いのではないのでしょうか。

(委員長)

全てこの計画に基づいて行っている訳ではなく、現状との食い違いもあろうかと思いますが、あえてこの文章を削除することもないのでは、と思います。それでよろしいでしょうか。

(委員)

いいです。

(委員長)

この資料については、少し唐突であるとのことですが、いかがですか。この計画の評価は別にして、計画があることの資料として、入れておいてもいいとの意見もありますが。

(委員)

この計画の中身の議論の以前の問題なんですけど、これがあることは今回初めて知ったのですが、この場所へ入れてくること自体おかしいのではないのか。騙していたのではないかと感じます。

(委員長)

委員長としてあえて言いますが、騙す等の意図はありません。あくまでこの広域化の文章を書く以上、何も資料が無ければ分かりにくいとのことからです。入れる場所は後ろでも良いのですよ。この委員会では、皆さんもご存じですが、焼却一辺倒では無いことは共通認識でしょう。また、この計画について全て賛同している訳でもありません。

(委員)

しかし、この場所に入れているのなら、この場にはいない人が見れば、焼却のみとしか考えないでしょう。資料として、明確に区別することが良いと思います。

(事務局)

事務局としては、中間処理施設を理解してもらおうと考えて、この資料を入れました。平成12年に出来た計画であり、今検討をお願いしているものではありません。

(委員長)

それでは、委員会がこの計画に全て賛同しているとの誤解を与えないように、資料として別に掲載することとします。

続きまして、p23、24について意見ををお願いします。

(委員)

前文を先ほど申し上げたp9のように、また「資源化・減量化」の訂正、そして「～進めるためには～」についてですが、少しおかしい感じがします。

次(1)の文章ですが、最終処分場が必要な理由を書いています。事業系廃棄物の処理後の残渣の処分場がないこと、一部の市町村において焼却後の残渣を処分する所がない、もう一つ既に埋立処分してしまった廃棄物の問題があります。最終処分場を作るなら、それを処理することも考えなければならぬのではないのでしょうか。市町村の担当者の意見でもあると思います。この3つの点を必要な理由として入れることを、検討して頂きたい。

また、p24の文章へ「地域内で発生した廃棄物の中間処理残渣」と明記して頂きたい。

(委員長)

最初の提案については、適切な文章表現にしたいと思います。

次の3点の必要な理由及び地域内で発生した廃棄物の中間処理残渣、これについて意見ををお願いします。

(委員)

今の意見については、異論ありません。

しかし、地域内で処分出来ないから、今まで地域外で処理してもらっていましたね。それなら、「地域内で発生した廃棄物」と限定せずに、今回その恩返しをすることは出来ないのでしょうか。

(委員)

それを入れて欲しいという理由は、民間業者がこの地域に処分場を作る計画がありますが、私たちはそれを防ぎたいと考えています。地域外で処理してもらっていたということについては、確かに矛盾はありますが、この地域でハードルを作りたいと考えています。

(委員)

p23の(1)「地域の状況」を「最終処分場の必要性」に直して、その必要性については、3点の箇条書きにすればいいのではないのでしょうか。また(2)についても同じように箇条書きで良いのではないのでしょうか。

(委員長)

そうですね、「地域の状況」に「必要性」を加えた方がいいと思いますが、「必要な理由」また「地域内に限る」ことについて、他に意見ありませんか。

(事務局)

発生する廃棄物の適正処理のあり方をどうするのか、について検討をして頂いてきました。現在、埋められている廃棄物の処理については、個々の市町村で今までその処理をしてきたのだから、個別に対応すべきではないのでしょうか。これを広域的に処理することは、議論が必要だと考えます。

(委員)

基本理念を達成するためには、過去の負の遺産の処理も必要になると考えています。新宮市では広域で掘り出して処理することも考えていましたから、処分場を作るのなら必要であると思いました。

(県)

この問題は非常に重大な問題であると、認識をしております。しかし、既存不適格の問題もあり、今行政にそれを求め、この答申へ記載してもそこまで果たして出来るのか、と思います。その提案が、間違っているからとかという問題でなく、市町村が本当に対応できるのか疑問に思います。

(委員)

双方の意見は、よく理解出来ます。今市町村へそれを要求しても困るでしょうが、それを本当に行うなら、行政訴訟で問題提起をしなければならいくらいでしょう。文言として負の遺産についても留意しながら、将来的に処理しなければならない、のように残すことがいいのではないですか。

(委員)

当時の基準ではそれで良くて、その後、危険な状況であることが分かれば一定の対応が必要かと思います。基本的には既存不適格というのは、法の建前としてあると思います。ただ、こういう廃棄物の処理というものの性質上、別途の考え方もあるのでは、とも思います。結論にはなっていませんが。

(副委員長)

そのことの現状を認識していなかったのが、戸惑いがあります。しかし、既存不適格にあまり依拠してはいけないと思います。現在の法の精神を考えて、また行政ですからその論理は必ずしも通用し難い。最も大事なものは、基本理念の「100年経っても美しい紀南」を掲げて行うのであれば、考えるべきだと思います。それぞれの市町村が抱えた過去の責務と思いますが、今後、連携・統一で一緒に行動するという事ですから、一概に個々の市町村だけの問題とは言えないと思います。それならどうすると言われても困るのですが。

(県)

これは県内の市町村だけではなく全国的な問題です。行政も考え方は、少しずつ変わってきていますが、今すぐに対策を行うのは困難です。県にとっても難しい問題です。だからと言っていつまでも放置出来る問題ではありませんが。

(委員長)

p23の(1)に、負の遺産の処理が必要とのことは、皆さん認識して頂いているし明記してもいいと思います。しかし、具体的な対応は「今後調査研究しながら適切に対応する」とかという方向で、いかがですか。

(県)

最初委員会には、地域内に発生する廃棄物をどうするのか、の検討をお願いしてきました。言われている負の遺産ですが、具体的にその量、中身について検討していないままで、この時点でそれを処理する、包括的に処理すると軽々しく書くべきではないと思います。将来それを受け入れることはあるかも知れませんが、今の時点でそれを理由として処分場を造るとするのは、理屈に合わないと考えます。

問題は把握していますが、それが具体的に見えている訳ではなく、また廃掃法の改正においても取り上げられています。廃棄物処理の問題でなく、大きな環境汚染の問題としての視点から、今後は考えられていくと思います。

(委員)

西牟婁郡内にも相当数民間の処分場計画があると聞いてます。また、この場で処分場は必要であるとの共通認識を得られていますが、この施設を造る国の基準は、不備が色々あると聞いています。その不備を無くした処分場を造る事が地域への説得力となるでしょう。単に必要なだから造るのではなく、1歩進めて公害の出ないような処分場を造って頂きたい。

(委員)

今の最終処分場は埋立てを前提に考えていますが、鹿児島県では焼却灰の埋立場を掘り起こして再処理している事などを聞きました。そんな先進的な事を斬新な取り組みとして、この地域で研究する、としてどうかと思います。

(委員)

意思の統一が出来れば、文言は柔らかくてもいいと考えますが。

(委員)

課題として残っているが、今すぐ処理出来ることでもないで「既存の最終処分場の管理についても、今後留意する」等の文言を入れてはどうか。

(委員長)

p23の(1)の最終処分場の必要性として、その負の遺産の問題については、ここでは明記しない。ただし、今後の検討課題とし、その適切な処理を調査、検討する、という形で入れていくというのが委員長からの提案です。

(委員)

負の遺産については、新宮だけの問題ではありません。しかし、委員会は執行機関ではないため、委員長の言われるとおりでいいかと思います。

(委員)

その負の遺産も掘り起こせば資源となる物が色々あり、適切な方法で再処理すれば容量も増え、新たな処分場も造る必要が無くなりますので、今後は検討する必要があります。

(委員長)

それでは、そのような共通認識を頂きたいと思います。

なお、対象物を「地域内で発生した廃棄物の中間処理残渣」とすることについて、いかがですが。

(委員)

「紀南地域内に限る」とすれば、大阪等からの搬入を防ぐことになり民間の処分場建設の歯止めとなるので、必要だと思います。

(委員長)

それでは、皆さんの理解を得られたと思いますので、処分の対象とする廃棄物は、「地域内で発生した廃棄物の中間処理残渣」と明記したいと思います。

次、第4章について、意見をお願いします。

(委員)

p25、1(3)について「事務局」「構成メンバー」等説明をお願いします。

(事務局)

以前にも説明しましたが、新しい施設整備事業主体がソフト施策をも行うことを意味します。次項2の説明と重なりますが、それを監視するものとしてp26の第三者機関を考えています。

(委員)

それは、事業主体の事務局という意味ですか。

(事務局)

以前は統括する機関の設置としていました、それと同じです。

(委員)

(3)の組織が行うことは進捗管理、情報発信ですが、次の3の第三者機関の役割とほとんど同じではないですか。(3)の「地域全体の体制」へ第三者機関をきちんと位置付ければどうですか。後で説明されると思いますが「適正処理推進委員会」というようなものを第三者機関とし、マッチングセンター的なものを事務局として「適正処理推進委員会」の下に置くことで整理した方がいいのではないかと思います。

事業主体は、最終処分場の整備、運営を行い、2の「(2)啓発・宣伝活動」「(3)情報交流」については「適正処理推進委員会」の事務局が行う、と整理する方が分かると思います。

(事務局)

市町村単位の取り組み、ブロック単位の取り組みがあり、そして地域内を統括する機関が(3)の体制であり、例えば今の促進協議会がそれに当たり、最終処分場の事業主体の事務局がそれを受け持っても良いのではないかと考えています。これは以前の考え方と同じです。さらに進捗管理、提言、監視等の機能を持つ独立した第三者機関、委員の言われる「適正処理推進委員会」が必要である、と考える整理しました。

この委員会は2年間で解散し、事業主体が決まれば、新たに「適正処理推進委員会」のような委員会が必要であると考えています。

(委員)

事業主体とは別に委員会を作って、そして第三者機関も作るということですか。

(事務局)

そうです。事業主体は事業主体としてあり、委員会と第三者機関を作るということです。

(委員長)

それでは、委員さん説明をしてください。

(委員)

この委員会の延長線上として「適正処理推進委員会」のような第三者機関を作り、そして促進協議会の別れの一つとして最終処分場の建設・運営に特化した「事業団」を作る。さらにトータルな進捗管理・情報交流を行うフォローアップ機関、今の促進協議会事務局の延長ですが、これを作る。これで地域の方々から信頼、理解を得ることが出来ると思います。我々は諮問機関であるが、実行可能な体制を提案することで、検討結果を絵に描いた餅にしない、そして事業が進むように以上の3体制を作れば良いと思います。

「適正処理推進委員会」は頭脳、「フォローアップ機関」はその手足で、一体として機能する考えなので、事務局の考えとは差はあまりないのかな、と思います。厳密な話しをしないと分かりませんが。

(事務局)

ここに書かれていることと、今言われたこととの考え方は、大体一緒だと思います。少し文言・表現等に分かりにくいところがあります。事業主体がソフト面で全体事業をリードしていく、事務局は情報交流等を行う、第三者機関つまり委員会はそれを監視する、ただこの機関、委員会はいろんな目的に応じて作られると考えられますので、構成等は現時点では明確に出来ないと思います。

(委員)

この第三者機関、住民が安心して任せられるような機関を作るべきですから、もう1回ぐらいい委員会を開けるのなら検討しなければならない、と個人的に思います。スケジュール的には、分かりますが第4章部分をきちんと形作って答申しないと、無責任で次へ行けない。そうしないと次年度、私は参加出来ない。

(委員長)

指摘されていることは重要ですし、皆さんもそうでしょう。しかし、この第三者機関の具体的な中身までこの委員会で検討する事は、その範囲ではありませんし、事業主体も現時点では不明確な段階ですから、その詳細な中身については議論し難いと考えます。ただ、今までの検討結果が絵に描いた餅とならないように、具体性を持って実行されるよう着実に実践し、推進する機関、体制が必要である事は強調し、確認しておきたいと考えます。

(委員)

p26、3.第三者機関の文章、2行目で「将来的に」を削除、3行目「～が想定されるが、」を「～で構成され、」等明確な表現へ訂正してください。

(委員長)

その部分の訂正をお願いします。

(副委員長)

考え方の違いはよく分からないのですが、第4章の書き方の問題として、例ですがp25、1(3)「地域内での～運営する事業主体が、」が文頭、先にありきでなく、6つの取り組みを進捗管理しなければならない事業主体が必要で、その仕事の一部として最終処分場の整備・運営がある。それを表現するなら「統一した減量化～情報発信を行う。」が文頭に来て、その後に「、それを行う事業主体は、地域内で確保を目指す最終処分場の整備・運営も担う。」が来る。また、その事業主体だけでなく地域の取り組み、市町村の取り組みも必要である、それが「1.推進体制」でしょう。その意味なら(1)からの順番も場合によっては、逆になるのでしょうか。

また、事業主体が主たる実行機関となるのなら、それ自らが進捗管理をするよりは、むしろ別の機関がそれを行う、とした方が分かり易く一般的である。その別の機関のイメージを掴み易くするため、表したのが委員が提出した資料なのでしょう。実際にその機関の事務局はどこが受け持つのか、それは最終処分場を整備する事業主体かも知れません。この事業主体は、資金面や事務的な部分を受け持つという意味では、かなり重要な事業主体ですが、そうではなくて、看板は進行管理をするものに掛かっている、というのが皆さんの意見だと思います。

付け加えて言えば、第三者機関の設置というのは、さらに厳しく全体を見るという考え方であるならば、外部の人たちからなる外部監査機関に近いイメージではないでしょうか。

(委員長)

副委員長の提案ですが、これについてはどうでしょうか。

(事務局)

今言われた事を頭に入れながら再度修正しまして、委員長、副委員長と協議し、皆さんにお示ししたいと思います。

(委員長)

皆さん熱心に検討して頂き、ありがとうございます。以上で最終報告についての議論をうち切らせて頂きます。

この後のスケジュールですが、今日の検討結果を踏まえて副委員長、事務局と協議し、修

正した最終答申案を作成いたします。3月5日頃までにそれを行い、皆さんへ送付いたしますので、その案への意見を10日頃までにお願ひします。くれぐれも議論を後戻りさせるような意見ではなく、字句の訂正等に留めてください。それを受け、再度副委員長、事務局と協議し、最終答申をまとめさせていただきます。なお、その文章、内容については委員長、副委員長にご一任をお願いします。

そして、3月22日の午後2時半頃から最終確認をして頂き、促進協議会会長へ答申書を提出する予定としております。その後、促進協議会会長と少し懇談をする場を設けたいと考えています。全員参加でなく、都合のよろしい方の出席でもかまいません。その日は検討委員会ではありません。

それでは、長時間ありがとうございました。
